あ　さ　い　ち

あいさつ　さわやか　いつでも　ちいきと

旭一中だより

建学の精神　みんな仲よく　面倒よく
生徒の信条　正しくあれ　強くあれ　望み高くあれ
教 育 目 標　持ち味を生かし　協働しながら
自らを成長させる生徒の育成

令和３年度
第６号
令和３年６月１４日
旭市立第一中学校

『令和の学校』への模索《その2》

今回は学校が直面する大きな課題の中から「学校における働き方改革」及び「部活動改革」について書きます。少々耳障りな点もあろうかと思いますが、ご容赦願います。

眼科検診の様子から

働き方改革は、学校だけでなくあらゆる業種・職種に関わる問題です。特に教職員は、子どもたちにとって最も身近な社会人であり、職業人ですので、その働き方は子どもたちの職業観や人生観を形成する上で非常に大きな影響を与えるものと考えています。

教員の給与等の扱いを決めている法律を、通称で「給特法」と言いますが、給特法は一部の例外を除いて、時間外勤務を認めていません。意外かもしれませんが、部活動は「例外」にも含まれていません。

そして、最近の改正により、いわゆる「上限規制」が適用され、令和2年4月から施行されています。これにより、教員の時間外勤務を45時間以内に抑えるよう文部科学省から通知文が発出されている実情があります。

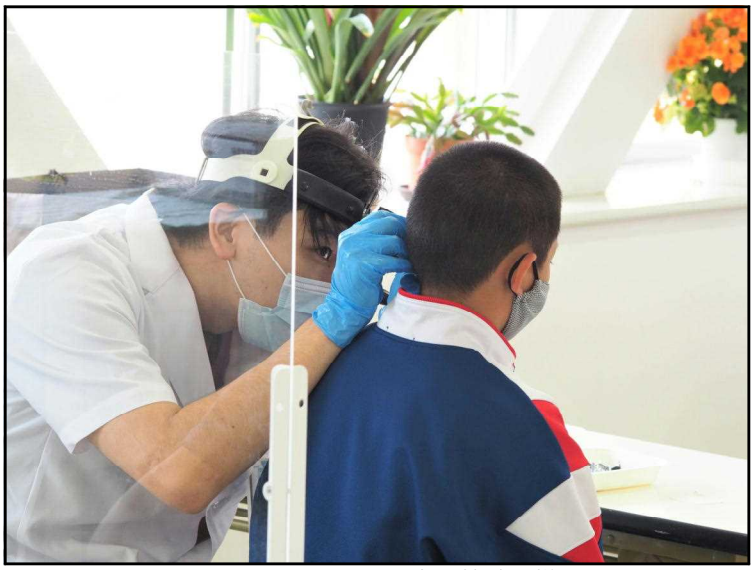

耳鼻科検診の様子から

また、令和2年9月に文部科学省は、「令和5年度以降、土日の部活動を『地域部活動』に段階的に移行する」と発表しました。

これも働き方改革に伴う動きではありますが、肝心の子どもたちが置き去りにされないよう、また、学校のガイドラインを離れることで活動時間等の制限が外れ、子どもたちが休養をとれずに疲弊することがないよう、適切な仕組みづくりが必要です。

保護者の皆様と様々な視点から協議が必要であると考えています。